

# 会 員 規 約

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

## 特定非営利活動法人 日本エステティック機構 会員規約

第1条 本規約にて、当機構の定款第2章「会員」に関する事項を定める。

第2条 会員は、当機構の活動目的、特定非営利活動事業に賛同し、消費者へのエステティック効用の理解促進およびエステティックサービスに対する信頼を高め、健全なエステティック業界の発展に寄与するための適切な協力ができる個人および法人並びに団体であることを要件とする。

第3条 当機構の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 当機構の目的に賛同して入会した個人および法人並びに団体で、総会における表決権を1個有する。
- (2) 賛助会員 当機構の目的に賛同し賛助するために入会した個人および法人並びに団体で、総会における表決権を有さない。

第4条 会員の入金については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第5条 会員は、次の金額を納めなければならない。

- (1) 入会金 正会員： 個人 3万円、法人並びに団体 5万円  
賛助会員： 1万円
- (2) 年会費 正会員： 個人 5万円、法人並びに団体 10万円  
賛助会員： 1口 5万円（一口以上）
- (3) 特別会費 正会員： 任意

2. 年会費は、4月1日より翌年3月31日までを一年度とし、毎年4月に納入するものとする。但し、年度の途中で入会する会員は、申し込んだ時点でその年度の年会費全額を納入するものとする。

3. いったん納入された入会金および年会費は返還しない。

第6条 当機構は、会員を当機構会員名簿に記載し、当機構ホームページに会員一覧を掲載することができる。

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人並びに団体が解散したとき。
- (3) 継続して1年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 当機構の定款ならびに本規約に違反したとき。
  - (2) 当機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条 本規約の改廃は、理事会の議決を経て行う。

第11条 本規約は、平成25年 4月1日より変更、施行する。